

社会福祉法人 上秋津福祉会  
次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画書

職員が、仕事と子育てを両立できる働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分に発揮できるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間： 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

2. 当法人の課題

仕事と子育てを両立する上で、時間的な余裕が不可欠であると思われるが、当法人では一部職員の有給休暇取得日数及び男性の育児休業取得率が低い状況である。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標①

『両性で育児休業の取得を目指す』

(女性職員の育児休業取得率100%を維持、男性職員の育児休業取得率の向上)

実施時期・取組内容

令和5年4月～ 法人内掲示板等により、育児休業及び産後パパ育休に関する相談窓口を周知する

(本人・配偶者が出産予定の場合は、法人から個別に説明する)

令和5年7月～ 役職者会議時に育児休業及び産後パパ育休に関する研修を実施する

目標②

『年次有給休暇の取得を促進する』

(年次有給休暇付与日数の60%以上、又は、取得日数6日以上)

令和5年 4月～ 年次有給休暇取得の現状を把握する

令和5年 7月～ 各部署・職種において年次有給休暇取得計画を策定する

令和5年10月～ 定期的に職員ごとの年次有給休暇取得状況を把握する  
年次有給休暇取得を奨励する掲示等を行う